さいたま市水道局企業管理規程第１７号

さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月２８日

さいたま市水道事業管理者　小　島　豪　彦

さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成１３年さいたま市水道部企業管理規程第４０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第１章～第３章　［略］ 第４章　指定工事事業者等の責務（第１４条―第１７条） 第５章　［略］ 附則	目次 第１章～第３章　［略］ 第４章　指定工事事業者の責務（第１４条―第１７条） 第５章　［略］ 附則
第４章　指定工事事業者等の責務	第４章　指定工事事業者の責務
第１４条の２　前条各号（第４号を除く。）の基準は、条例第１０条第１項ただし書に規定する者が給水装置工事を行う場合において準用する。この場合において、前条第１号中「前条第１項の規定により選任した主任技術者」とあるのは、「主任技術者」と読み替えるものとする。	
（設計審査及び工事検査） 第１５条　条例第１０条の規定により指定工事事業者（同条第１項ただし書に規定する者を含む。以下この条から第１７条までにおいて、「指定工事事業者等」という。）が設計審査を受けようとするときは、給水装置工事設計審査申請書（様式第４号）に設計図を添えて管理者に申請しなければならない。	（設計審査及び工事検査） 第１５条　条例第１０条の規定により指定工事事業者が設計審査を受けようとするときは、給水装置工事設計審査申請書（様式第４号）に設計図を添えて管理者に申請しなければならない。
２　条例第１０条第２項の規定により指定工事事業者等が給水装置工事しゅん工検査を受けようとするときは、給水装置工事しゅん工検査申請書（様式第５号）により管理者に申請しなければならない。	２　条例第１０条第２項の規定により指定工事事業者が給水装置工事しゅん工検査を受けようとするときは、給水装置工事しゅん工検査申請書（様式第５号）により管理者に申請しなければならない。
（主任技術者の立会い） 第１６条　管理者は、指定工事事業者等が施行した	（主任技術者の立会い） 第１６条　管理者は、指定工事事業者が施行した給

給水装置に関し法第１７条の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事事業者等に対し、当該給水装置工事に関し第１４条第１号の規定により指名された主任技術者又は当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者の立会いを求めることができる。 （報告又は資料の提出） 第１７条　管理者は、指定工事事業者等に対し、当該指定工事事業者等が市内において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。	水装置に関し法第１７条の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事事業者に対し、当該給水装置工事に関し第１４条第１号の規定により指名された主任技術者又は当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者の立会いを求めることができる。 （報告又は資料の提出） 第１７条　管理者は、指定工事事業者に対し、当該指定工事事業者が市内において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

様式第４号及び様式第５号を次のように改める。

様式第4号(第15条関係)

給水装置工事設計審査申請書

水道番号	第								号

年　月　日

(宛先)さいたま市水道事業管理者

申請者
(指定給水装置工事事業者等)

住所又は所在地

氏名又は名称
代表者氏名
電話番号
指定番号　第　号

次のとおり給水装置工事(新設・改造・撤去)の設計審査を申請します。

給水装置工事主任技術者氏名	交付番号　第　号			
工事場所				
用途区分	1 一般用　2 共同住宅用(　戸) 3 公衆浴場用　4 プール用		新設年月日 (改造・撤去時に記入)	
			年　月　日	
給水装置工事の申込者	フリガナ		住所	
	氏名			

様式第5号(第15条関係)

水道番号	第							号

給水装置工事しゅん工検査申請書

年　　月　　日

(宛先)さいたま市水道事業管理者

申　　請　　者
(指定給水装置工事事業者等)

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

指定番号　　第　　号

次のとおり給水装置工事(新設・改造・撤去)のしゅん工検査を申請します。

工事場所	
しゅん工検査予定日	年　　月　　日
給水装置工事主任技術者氏名	交付番号　　第　　号

附　則

この規程は、公布の日から施行する。